

福崎町在宅介護支援センターすみよしの郷 (居宅介護支援事業) のしおり



居宅介護支援事業とは

介護保険サービスを利用するにあたっての在宅介護の相談窓口です。

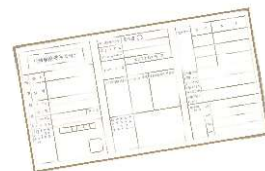
相談役であるケアマネージャーが、ご利用者が可能な限り自立した日常生活が送れるよう、利用者の心身状況や環境に応じて介護保険サービスを利用するためのケアプラン(介護サービス計画書)を作成します。そしてケアプランに基づいて適切にサービスが提供されるよう、事業所や関係機関との連絡・調整を行うことが主な役割です。

居宅介護支援事業所では特定のサービスや事業者に偏ることがない公正中立な支援を提供します。

ケアプラン(介護サービス計画書)の作成にあたって、ご利用者の健康状態と家庭環境を踏まえたうえで、ご利用者が生きがいをもって安心して生活できる生活の仕方と介護サービスの組み合わせを一緒に考えます。

対象者

要介護1~5の認定を受けた高齢者が利用できます。介護保険を受けるには要介護認定が必要であり、居宅介護支援事業所では認定の申請の手伝



いも担当します。そして認定を受けた場合は、利用者の自宅にケアマネージャーが月 1 回以上訪問し、ケアプラン作成のためのヒアリングや状況把握を行います。

要支援の認定を受けた方は、居宅介護支援に準じた介護予防支援を受けることとなります。この場合、ケアプラン作成の相談・支援が提供される点は同じですが、相談窓口は居宅介護支援事業所または地域包括支援センターです。そしてケアマネージャーの訪問回数は 3 ヶ月に 1 回以上と、居宅介護支援よりも頻度が少なくなります。

費用負担

¥0

ご利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援サービスに関する費用は、全額介護保険制度から給付されます。

サービス利用の流れ

- ①自治体の窓口で介護保険サービスの利用を申し込む
※居宅介護支援事業所が代行することも可能
- ②要介護（要支援）認定を受ける
- ③居宅介護支援事業所と契約し、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成
- ④各介護事業者と契約
※契約のための連絡・調整も居宅介護支援事業所が行う
- ⑤介護サービスの利用開始
- ⑥モニタリング（定期的な評価・ケアプランの見直し）
※要介護の場合は月 1 回以上
※要支援の場合は 3 ヶ月に 1 回以上



ケアマネージャーにできないこと

ケアマネージャーは**介護保険サービス**を利用するにあたっての**相談役**であり、業務以外のことは対応できません。**ご家族の代わりや、各サービス事業者の代わりはできません**のでご了承ください。

- 買い物や掃除などの家事の代行業務
- 排せつ介助、ベッドから車いすへの移動のお手伝いなどの身体介護
- ご利用者を車に乗せての送迎

○役場での手続き、通院などの付添（情報取得のための同席は除く）

○介護保険に無関係の行政手続き代行

○入院や入居する際等の身元保証人の引き受け

○ご利用者の金銭管理

○転倒時や急変時などのトラブルによる緊急訪問

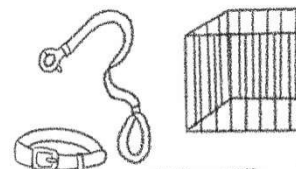
○ご家族に代わってのご利用者の安否確認

○救急車への同乗



ご利用者へのお願い

○緊急性のない相談は、事業所の営業時間内（平日の8：30～17：15）にお願いします。



○訪問はご利用者とケアマネージャーで調整して行います。急な訪問依頼には対応できないことがあります。

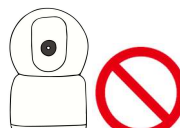
○調整が必要な相談、長時間になる相談については、再度日時を設定して対応する場合がございます。ご了承ください。

○介護と関係が薄い相談には対応できない場合があります。

○サービスを提供している事業所の状況により、時間帯や内容、サービスの提供そのものが希望に添えない場合もあります。希望サービスの調整を保証するものではありません。

○必要な書類の提出や署名、押印などを依頼した場合はできるだけ速やかに対応をお願いします。

○ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。



○職員に対する**お茶やお菓子の心遣い、金品等の心付けはお断り**しています。

○見守りカメラの設置を含み職員を撮影する際は一言お伝えください。

※プライバシー保護のため

○ケアマネージャーをご利用様が選ぶことはできません。

※事業者の都合によりケアマネージャーを交代することがあります。

※ケアマネージャーを交代するのに相当な理由が認められる場合、交代を申し出ることができます。ただし、ケアマネージャーの指名はできません。



○暴力・暴言・ハラスメント行為があった場合、サービスを終了する場合があります。

ご利用者および職員がお互いに相手を尊重し、丁寧な気持ちよいお付き合いができるようご配慮をお願いします。

(してはいけない行為)

- ・身体的暴力（体をたたく、ひっかく、つねる、物をなげる、唾を吐く服を引きちぎる、刃物を出す、お茶等をかける）
- ・精神的暴力（威圧的な態度で文句を言い続ける、大声で怒鳴る、理不尽な（業務外の）サービスを要求・強要する、業務を妨害するような長時間の電話）
- ・セクシュアルハラスメント（性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(お問合せ・ご相談)

福崎町社会福祉協議会

福崎町在宅介護支援センター すみよしの郷

所在地 兵庫県神崎郡福崎町大貫 446 番地

電話番号 0790-22-7134

メール sumiyoshi@mx2.wt.tiki.ne.jp